

改正後	改正前
<p>4 実施体制</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 医療機能情報の公表手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機能情報の公表方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>適切な方法により</u>、公表するものとする。 <p>また、都道府県知事が、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) 	<p>4 実施体制</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 医療機能情報の公表手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機能情報の公表方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>紙媒体又は備え付けのインターネット端末により</u>、公表するものとする。 <p>また、都道府県知事が、<u>インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に</u>、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略)

○「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 医療法人に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）① （略）</p> <p>② 医療法人の合併の認可申請に当たっては、省令第35条の規定に基づき、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄付行為を添付することとしているが、合併前の医療法人が、いずれも持分の定めのある医療法人である場合には、<u>合併後存続する医療法人については、法第44条第4項の規定にかかわらず、定款又は寄付行為において残余財産の帰属すべき者として前記①アからエに規定する者以外の者を定めることができること。</u>（新省令第35条第2項関係）</p> <p>（10） （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第7～第8 （略）</p> <p>別添1～2 （略）</p>	<p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 医療法人に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）① （略）</p> <p>② 医療法人の合併の認可申請に当たっては、省令第35条の規定に基づき、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人（以下「<u>新法人</u>」という。）の定款又は寄付行為を添付することとしているが、合併前の医療法人が、いずれも持分の定めのある医療法人である場合には、<u>新法人の定款又は寄付行為において残余財産の帰属すべき者として前記①アからエに規定する者以外の者を定めることができること。</u>（新省令第35条第2項関係）</p> <p>（10） （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第7～第8 （略）</p> <p>別添1～2 （略）</p>

○「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、<u>合併後存続する医療法人について経過措置型医療法人とすることができること。</u></p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p> <p>別添1～14 （略）</p>	<p>第一 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、<u>合併後においても経過措置型医療法人とすることができること。</u></p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p> <p>別添1～14 （略）</p>